

【通所型サービス】

緩和型通所サービス(ミニデイ型)

サービス内容		・機能訓練 ・運動指導、啓発 ・送迎 ・健康、体調チェック * 1回あたり 1時間30分程度の利用時間
対象者		要支援者・サービス事業対象者
サービス提供者の考え方		・運動器の機能維持、向上の必要な方 ・転倒、怪我、介護予防の必要な方 ・閉じこもり予防
事業実施場所		接骨院
人員・設備・運営の基準	人員・資格要件	柔道整復師 * 施術所に従事する者にあつては公益社団法人日本柔道整復師会が実施する「機能訓練指導認定柔道整復師講習会」を修了し登録された者または地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが実施する「介護予防運動指導員養成事業」を修了し登録された者に限る。 * 法人の資格を持つ事業所とする。 従事者(介護職員) 15人以下 専従1以上 15人以上 利用者1人に専従0.2人以上
	設備	・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備、備品 * 専用施術室以外の場所を確保
サービス提供者		柔道整復師が所属する団体において、適切に事業を管理できると市が認める団体
ケアマネジメント		ケアプランB(簡略化した介護予防ケアマネジメント)
運営・必要事項		・個別サービス計画の作成 ・運営規程などの説明、同意 ・従事者の清潔の保持、健康管理の状態 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出等
計画期間		・原則6か月(24回)の利用とする。
基本報酬額		月ごとの包括払い 【送迎ありの場合】 ・週1回利用の場合 1,340単位/月額 ・週2回利用の場合 2,697単位/月額 【送迎なしの場合】 ・週1回利用の場合 1,133単位/月額 ・週2回利用の場合 2,255単位/月額 1単位の単価: 10.27円
利用者負担		所得に応じて1割～3割
給付管理		あり
事業者への支払い		国保連合会経由で審査支払
サービス種類コード		A7

・初回アセスメント及び3か月毎のモニタリングに身体テストを実施し、結果のまとめを市に報告してください。(1回/年)